（その２）

個人貸出登録申込書

年　　月　　日

（あて先）（指定管理者代表者）

八戸市図書館条例施行規則第９条第１項の規定により、図書館資料の個人貸出登録を申し込みます。

申込区分	１．新規　２．有効期間更新　３．再交付　４．登録内容変更　５．パスワード発行			
フリガナ 氏名		生年月日	大・昭 平・令	年　月　日
住所 (八戸市へ一時滞在の方は住民登録地の住所)	〒　　―			
主な連絡先電話番号	自宅・携帯（本人・保護者） ―　　―	その他の電話番号	自宅・携帯（本人・保護者） ―　　―	

● 保護者氏名（小学生以下の場合に記入）　● 学生は記入

フリガナ 氏名		学校名	

● その他

※八戸市に通勤している方は通勤先の名称　※八戸市へ一時滞在の方は滞在先の住所

● インターネット予約サービス

※利用にはパスワードの発行が必要です

発行する　　発行しない

注意事項

１　個人の方で、図書館資料の貸出しを受けることができるのは次に該当する方です。
（１）市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する方
（２）青森県内図書館共通利用券を持参した方
（３）図書館等相互利用に関する協定を締結した図書館等が所在する地方公共団体内に住所を有する方
２　利用カードの有効期間はその発行日から５年間となります。なお、利用カードの更新又は再交付を受ける場合は再度この申込書を提出してください。
３　申込み時には、氏名、住所等を確認できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証など）を提示してください。
青森県内図書館共通利用券を持参することにより貸出しを受けようとする方は、同券を提示してください。
４　この申込書に記載された住所、電話番号に変更がある場合は、再度この申込書を提出してください。
５　図書館資料を紛失し、又はひどく汚損・破損したときは、同じものを弁償して頂きます。
６　貸出しを受けることができる冊（点）数及び期間は以下のとおりです。ただし、移動図書館については、貸出期限は次の巡回日までです。
・図書資料　　１人８冊まで、１５日以内
・視聴覚資料　八戸市立図書館及び八戸市立南郷図書館は１人２点まで、八戸市図書情報センターは１人４点まで、いずれも１５日以内
７　貸出期限を過ぎて、再三にわたり返却の督促を受けた方には、その後の貸出しを停止することがあります。
８　登録により交付を受けた利用カードで八戸市立図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市図書情報センター・移動図書館の各館を共通で利用できます。

職員記入欄

利用カード番号

登録館

１．八戸市立図書館　２．八戸市立南郷図書館
３．八戸市図書情報センター　４．移動図書館　ST名（　　）

本人確認方法

１．運転免許証　２．健康保険証　３．学生証　４．県内共通利用券　５．ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞ　６．その他（　　）